

平成24年5月21日

各 位

会 社 名 築地魚市場株式会社
代表者名 代表取締役社長 廣石 清治
(コード番号 8039 東証第二部)
問合せ先 執行役員経理部長 大竹 利夫
(TEL 03-3541-6312)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催予定の当社第64回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1、変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、そして社内外を問わず広く選任者を得られるよう、また、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう取締役、監査役及び会計監査人の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、ならびに社外取締役、社外監査役及び会計監査人の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2、変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日(木)

定款変更の効力発生日 平成24年6月28日(木)

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任免除) 第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 26 条～第 34 条 (条文省略)	第 27 条～第 35 条 (現行どおり)
(新 設)	(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 35 条～第 38 条 (条文省略)	第 37 条～第 40 条 (現行どおり)
(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
第 39 条～第 40 条 (条文省略)	第 42 条～第 43 条 (現行どおり)

以 上